【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年５月21日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　椛嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団 連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	NS－21成長株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	３兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成23年11月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項のうち、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

Ⅱ【訂正の内容】

(1) 原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
＿＿＿＿＿＿部分は、訂正部分を示します。

(2) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ５ 運用状況」について、該当箇所を更新します。

(3) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表」の末尾に、第19期中間計算期間（平成23年８月23日から平成24年２月22日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同２ ファンドの現況」を更新します。

(4) 原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ３ 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第52期中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ｂ．ファンドの特色

＜訂正前＞

（略）

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

分配方針

（略）

＜訂正後＞

（略）

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

分配方針

（略）

(3) 【ファンドの仕組み】

ｂ．委託会社の概況

＜訂正前＞

（イ）資本金の額（平成23年９月末現在）

（略）

（ハ）大株主の状況

（平成23年９月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
（略）			

＜訂正後＞

（イ）資本金の額（平成24年３月末現在）

（略）

（ハ）大株主の状況

（平成24年３月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
（略）			

２【投資方針】

（3）【運用体制】

ａ．当ファンドの運用体制

＜訂正前＞

（略）

※上記は平成23年11月22日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（略）

＜訂正後＞

（略）

※上記は平成24年５月21日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（略）

３【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

＜訂正前＞

当ファンドは、株式や転換社債等などの値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金とは異なります。

（略）

ｇ．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（略）

（へ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

（略）

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

＜訂正後＞

当ファンドは、株式や転換社債等などの値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

（略）

g．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（略）

（へ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

（略）

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成25年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成25年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税７%および地方税３%）の税率で源泉徴収されます。

※上記（イ）および（ロ）の10%（所得税７%および地方税３%）の税率は、平成26年１月１日より、20%（所得税15%および地方税５%）となる予定です。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

（略）

b．法人の受益者の場合

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、７%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成26年１月１日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

c．個別元本について

（略）

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

（略）

＜訂正後＞

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表１）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	10%（所得税７%および地方税３%）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税３%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税５%）

※平成25年１月１日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

（略）

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表２）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	７％（所得税のみ）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税のみ）

※平成25年１月１日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。
※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ｃ．個別元本について

（略）

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「ｄ．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

ｄ．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

（略）

５【運用状況】

＜更新後＞

(1)【投資状況】

（平成24年３月30日現在）

分　類	資産の種類	国・地域	金　額	評価方法	投資比率
有価証券	株　式	日　本	円 730,562,400	時価	% 93.4
		小　計	円 730,562,400	－	% 93.4
その他資産	コール・ ローン等	日 本 他	円 51,359,722	負債控除後の 取得価額	% 6.6
			円		%

－	純資産総額	781,922,122	－	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年３月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	（%）
1	日立製作所	日本	株式	電気機器	50,000	414.95	20,747,791	531	26,550,000	3.39
2	コスモス薬品	日本	株式	小売業	6,000	3,870.00	23,220,000	4,170	25,020,000	3.19
3	浜松ホトニクス	日本	株式	電気機器	8,000	3,020.62	24,164,988	3,125	25,000,000	3.19
4	三菱ＵＦＪリース	日本	株式	その他金融業	6,500	3,294.69	21,415,495	3,640	23,660,000	3.02
5	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	55,000	347.00	19,085,000	412	22,660,000	2.89
6	東洋エンジニアリング	日本	株式	建設業	55,000	268.99	14,794,601	394	21,670,000	2.77
7	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	7,500	2,173.68	16,302,658	2,723	20,422,500	2.61
8	ニチイ学館	日本	株式	サービス業	18,000	797.39	14,353,180	1,108	19,944,000	2.55
9	キヤノン	日本	株式	電気機器	5,000	3,495.00	17,475,000	3,910	19,550,000	2.50
10	太平洋セメント	日本	株式	ガラス・土石製品	105,000	123.49	12,966,614	184	19,320,000	2.47
11	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	6,000	2,275.22	13,651,341	3,145	18,870,000	2.41
12	伊藤忠商事	日本	株式	卸売業	20,000	770.00	15,400,000	903	18,060,000	2.30
13	三菱重工業	日本	株式	機械	45,000	309.00	13,905,000	401	18,045,000	2.30
14	横浜ゴム	日本	株式	ゴム製品	30,000	437.94	13,138,200	596	17,880,000	2.28
15	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	5,000	3,404.02	17,020,122	3,570	17,850,000	2.28
16	デンソー	日本	株式	輸送用機器	6,000	2,313.34	13,880,062	2,765	16,590,000	2.12
17	セブン＆アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	6,600	2,158.38	14,245,320	2,458	16,222,800	2.07
18	東京瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	40,000	357.00	14,280,000	390	15,600,000	1.99
19	三井物産	日本	株式	卸売業	11,000	1,246.00	13,706,000	1,357	14,927,000	1.90
20	村田製作所	日本	株式	電気機器	3,000	4,692.17	14,076,527	4,905	14,715,000	1.88
21	ファナック	日本	株式	電気機器	1,000	12,009.38	12,009,380	14,680	14,680,000	1.87
22	阪和興業	日本	株式	卸売業	39,000	334.16	13,032,240	376	14,664,000	1.87
23	楽天	日本	株式	サービス業	166	84,100.00	13,960,600	86,700	14,392,200	1.84
24	ＪＸホールディングス	日本	株式	石油・石炭製品	28,000	453.00	12,684,000	513	14,364,000	1.83
25	日本碍子	日本	株式	ガラス・土石製品	12,000	1,094.86	13,138,411	1,181	14,172,000	1.81
26	ニフコ	日本	株式	化学	6,200	2,048.07	12,698,034	2,262	14,024,400	1.79
27	椿本チエイン	日本	株式	機械	27,000	398.14	10,749,842	511	13,797,000	1.76
28	東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	6,000	2,075.00	12,450,000	2,271	13,626,000	1.74
29	三菱商事	日本	株式	卸売業	7,000	1,676.66	11,736,689	1,920	13,440,000	1.71
30	富士重工業	日本	株式	輸送用機器	20,000	619.90	12,398,185	665	13,300,000	1.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成24年３月30日現在）

種　　類	投資比率（%）
株　　式	93.43
合　　計	93.43

株式業種別投資比率（平成24年３月30日現在）

業　　種	投資比率（%）
建設業	4.88
化学	3.03
医薬品	0.79
石油・石炭製品	1.83
ゴム製品	2.28
ガラス・土石製品	4.28
鉄鋼	1.02
機械	6.50
電気機器	15.36
輸送用機器	14.38
電気・ガス業	1.99
情報・通信業	0.30
卸売業	7.81
小売業	7.48
銀行業	5.50
証券、商品先物取引業	1.28
保険業	1.74
その他金融業	4.33
不動産業	1.27
サービス業	7.27
合　　計	93.43

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額（分配落ち）	純資産総額（分配付き）	基準価額（分配落ち）	基準価額（分配付き）

第9期計算期間末	6,560,124,731	6,560,124,731	6,015	6,015
第10期計算期間末	5,182,738,847	5,182,738,847	6,637	6,637
第11期計算期間末	4,976,995,396	5,007,029,396	8,286	8,336
第12期計算期間末	4,270,477,362	4,312,140,262	10,250	10,350
第13期計算期間末	3,462,859,052	3,603,692,552	12,294	12,794
第14期計算期間末	2,348,142,756	2,367,200,456	12,321	12,421
第15期計算期間末	1,644,372,073	1,660,723,573	10,056	10,156
第16期計算期間末	1,120,108,429	1,134,658,629	7,698	7,798
第17期計算期間末	887,993,090	894,393,990	6,936	6,986
第18期計算期間末 （平成23年8月22日）	742,715,018	748,330,268	6,613	6,663
平成23年3月末日	928,823,537	－	7,845	－
平成23年4月末日	900,902,074	－	7,667	－
平成23年5月末日	878,244,468	－	7,557	－
平成23年6月末日	861,671,303	－	7,615	－
平成23年7月末日	857,933,841	－	7,595	－
平成23年8月末日	773,292,682	－	6,893	－
平成23年9月末日	758,944,648	－	6,778	－
平成23年10月末日	747,813,564	－	6,742	－
平成23年11月末日	716,488,834	－	6,485	－
平成23年12月末日	706,438,978	－	6,457	－
平成24年1月末日	722,083,296	－	6,675	－
平成24年2月末日	770,036,714	－	7,212	－
平成24年3月末日	781,922,122	－	7,526	－

（注１）基準価額は１口当たりの純資産額です。
（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

②【分配の推移】

決算期	1口当たりの分配金
第9期計算期間 （平成14年8月20日）	0円
第10期計算期間 （平成15年8月20日）	0円
第11期計算期間 （平成16年8月20日）	50円
第12期計算期間 （平成17年8月22日）	100円
第13期計算期間 （平成18年8月21日）	500円
第14期計算期間 （平成19年8月20日）	100円

第15期計算期間 （平成20年8月20日）	100円
第16期計算期間 （平成21年8月20日）	100円
第17期計算期間 （平成22年8月20日）	50円
第18期計算期間 （平成23年8月22日）	50円
第19期中間計算期間 （平成24年2月22日）	該当事項なし

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第9期計算期間 （平成14年8月20日）	△19.4%
第10期計算期間 （平成15年8月20日）	10.3%
第11期計算期間 （平成16年8月20日）	25.6%
第12期計算期間 （平成17年8月22日）	24.9%
第13期計算期間 （平成18年8月21日）	24.8%
第14期計算期間 （平成19年8月20日）	1.0%
第15期計算期間 （平成20年8月20日）	△17.6%
第16期計算期間 （平成21年8月20日）	△22.5%
第17期計算期間 （平成22年8月20日）	△9.2%
第18期計算期間 （平成23年8月22日）	△3.9%
第19期中間計算期間 （平成24年2月22日）	8.0%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。
（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第9期計算期間	45,897口	561,346口
第10期計算期間	11,193口	320,950口
第11期計算期間	2,886口	183,069口

第12期計算期間	1,844口	185,895口
第13期計算期間	4,687口	139,649口
第14期計算期間	1,393口	92,483口
第15期計算期間	1,135口	28,197口
第16期計算期間	282口	18,295口
第17期計算期間	228口	17,712口
第18期計算期間	13口	15,726口
第19期中間計算期間	2口	5,238口

＜参考情報＞

運用実績

NS－21成長株オープン

2012年3月30日 現在

＜基準価額・純資産の推移＞ （2002年4月1日～2012年3月30日）

※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※基準価額（分配金再投資）は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

＜分配の推移＞

2011年8月	50円
2010年8月	50円
2009年8月	100円
2008年8月	100円
2007年8月	100円
設定来累計	10,375円

※分配は1口当たり・税引前の金額です。
※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

＜主要な資産の状況＞

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	93.43%
その他資産	6.56%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
電気機器	15.36%
輸送用機器	14.38%
卸売業	7.81%
小売業	7.48%
サービス業	7.27%
その他	41.10%
合計	93.43%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
日立製作所	電気機器	3.39%
コスモス薬品	小売業	3.19%
浜松ホトニクス	電気機器	3.19%
三菱UFJリース	その他金融業	3.02%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.89%
東洋エンジニアリング	建設業	2.77%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.61%
ニチイ学館	サービス業	2.55%
キヤノン	電気機器	2.50%
太平洋セメント	ガラス・土石製品	2.47%

組入銘柄数:57銘柄

＜年間収益率の推移＞

暦年ベース

※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
※当ファンドにはベンチマークがありません。
※2012年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

原届出書の「第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表」の末尾に、第19期中間計算期間（平成23年８月23日から平成24年２月22日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同２ ファンドの現況」を更新します。

＜追加および更新後＞

第３ 【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間（平成23年8月23日から平成24年2月22日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 中間財務諸表

NS-21成長株オープン 中間財務諸表

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期中間計算期間末 (平成24年 2月22日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	58,912,181
株式	702,983,900
未収入金	23,199,834
未収配当金	652,000
未収利息	80
流動資産合計	785,747,995
資産合計	785,747,995
負債の部	
流動負債	
未払金	16,460,889
未払解約金	805,524
未払受託者報酬	385,566
未払委託者報酬	3,084,407
その他未払費用	15,399
流動負債合計	20,751,785
負債合計	20,751,785
純資産の部	
元本等	
元本	1,070,690,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△305,693,790
（分配準備積立金）	256,072,726
元本等合計	764,996,210
純資産合計	764,996,210
負債純資産合計	785,747,995

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自平成23年 8月23日 至平成24年 2月22日
営業収益	
受取配当金	6,736,084
受取利息	17,666
有価証券売買等損益	53,833,170
その他収益	3
営業収益合計	60,586,923
営業費用	
受託者報酬	385,566
委託者報酬	3,084,407
その他費用	15,399
営業費用合計	3,485,372
営業利益	57,101,551
経常利益	57,101,551
中間純利益	57,101,551
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	192,741
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△380,334,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,739,140
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,739,140
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,758
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,758
分配金	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△305,693,790

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第19期中間計算期間 自　平成23年　8月23日 至　平成24年　2月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当中間計算期間は平成23年8月23日から平成24年2月22日までとなっております。

（追加情報）

第19期中間計算期間 自　平成23年　8月23日 至　平成24年　2月22日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第19期中間計算期間末 ［平成24年　2月22日現在］
1.中間計算期間末日における受益権の総数 107,069口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　305,693,790円
3.中間計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　7,145円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期中間計算期間 自　平成23年　8月23日 至　平成24年　2月22日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第19期中間計算期間末 ［平成24年　2月22日現在］
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

（その他の注記）

1　元本の移動

区　　分	第19期中間計算期間末 ［平成24年 2月22日現在］
期首元本額	1,123,050,000円
期中追加設定元本額	20,000円
期中一部解約元本額	52,380,000円

2　デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種　　類	第19期中間計算期間末 ［平成24年 2月22日現在］
	該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年3月30日現在）

Ⅰ資産総額	804,731,069 円
Ⅱ負債総額	22,808,947 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	781,922,122 円
Ⅳ発行済口数	103,894 口
Ⅴ1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7,526　円

第三部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞

ａ．資本金の額（平成23年９月末現在）

（略）

＜訂正後＞

ａ．資本金の額（平成24年３月末現在）

（略）

ｂ．委託会社の機構

（ロ）組織図

＜訂正前＞

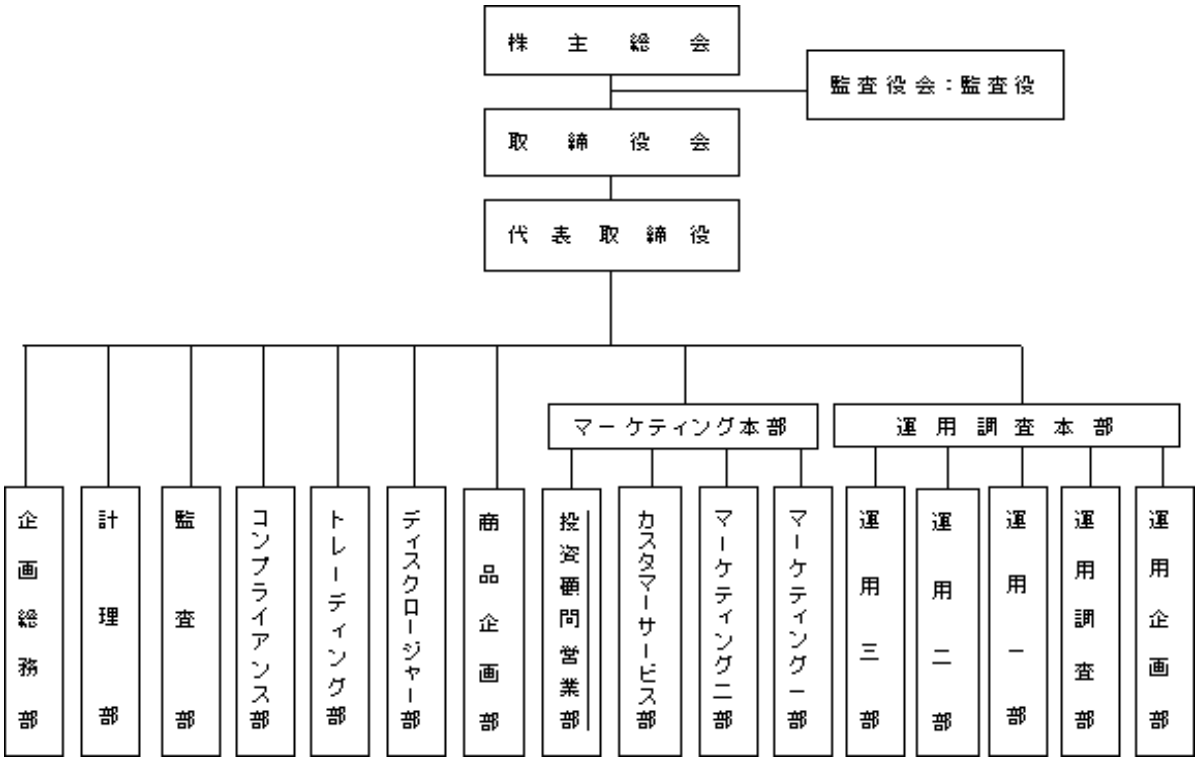

＜訂正後＞

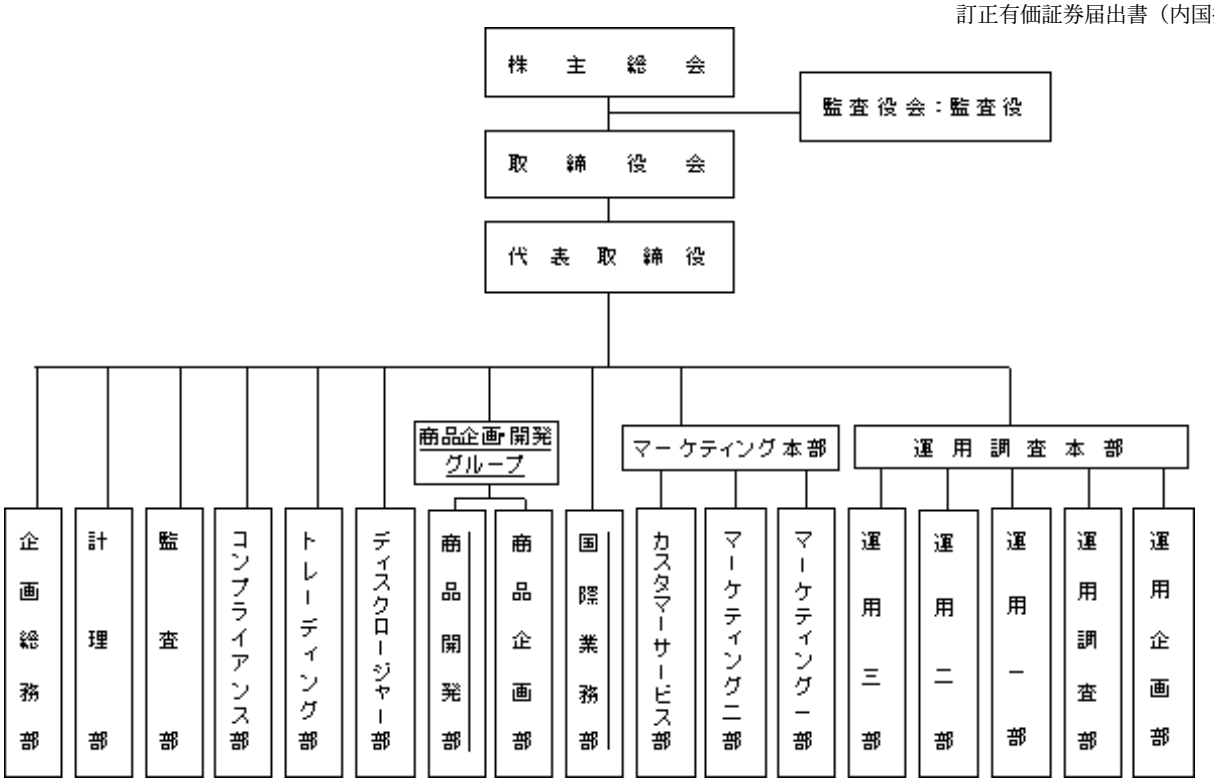

2【事業の内容及び営業の概況】

＜訂正前＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年９月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年９月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	177	2,021,215
株式投資信託（合計）	148	1,620,214
単位型	2	6,359
追加型	146	1,613,854
公社債投資信託（合計）	29	401,000
単位型	2	853
追加型	27	400,147

＜訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年３月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年３月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	194	2,257,071

	株式投資信託（合計）		165	1,826,392
		単位型	2	6,739
		追加型	163	1,819,652
	公社債投資信託（合計）		29	430,679
		単位型	2	831
		追加型	27	429,848

３【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ３ 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第52期中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。
＜追加後＞

３ 【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,782,373
有価証券	6,519,114
貯蔵品	2,658
未収委託者報酬	1,723,116
未収運用受託報酬	88,311
繰延税金資産	145,384
その他	276,801
流動資産合計	16,537,760
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	23,235
器具・備品（純額）	38,697
リース資産（純額）	4,633
建設仮勘定	19,237
有形固定資産合計	※1 85,803
無形固定資産	
ソフトウェア	5,746

ソフトウェア仮勘定	23,289
その他	91
無形固定資産合計	29,126
投資その他の資産	
投資有価証券	4,133,330
長期繰延税金資産	171,731
前払年金費用	496,329
長期性預金	3,000,000
その他	140,033
投資その他の資産合計	7,941,423
固定資産合計	8,056,354
資産合計	24,594,115

(単位：千円)

	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
負債の部	
流動負債	
リース債務	7,708
未払金	
未払収益分配金	584
未払償還金	21,632
未払手数料	868,432
その他未払金	431,828
未払金合計	1,322,478
未払法人税等	480,811
未払消費税等	97,540
賞与引当金	210,000
その他	395,058
流動負債合計	2,513,597
固定負債	
長期リース債務	5,214
退職給付引当金	169,627
役員退職慰労引当金	62,125
執行役員退職慰労引当金	118,916
固定負債合計	355,883
負債合計	2,869,481
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,334,795
利益剰余金合計	14,813,288
自己株式	△6,827

株主資本合計	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△367,827
評価・換算差額等合計	△367,827
純資産合計	21,724,633
負債純資産合計	24,594,115

（２）中間損益計算書

(単位：千円)

	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	9,515,771
運用受託報酬	89,151
営業収益合計	9,604,923
営業費用及び一般管理費	※1 8,484,728
営業利益	1,120,194
営業外収益	
受取配当金	19,183
有価証券利息	20,884
受取利息	13,101
時効成立分配金・償還金	7,857
その他	1,478
営業外収益合計	62,506
営業外費用	
支払利息	344
時効成立後支払分配金・償還金	2,939
その他	37
営業外費用合計	3,321
経常利益	1,179,379
特別利益	
投資有価証券売却益	5,403
特別利益合計	5,403
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	9,519
特別損失合計	9,519
税引前中間純利益	1,175,263
法人税、住民税及び事業税	468,824
法人税等調整額	15,861
法人税等合計	484,685
中間純利益	690,577

（３）中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日

	至 平成23年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	12,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,646,588
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	2,334,795
利益剰余金合計	
当期首残高	15,125,082
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	14,813,288

(単位：千円)

	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
自己株式	

当期首残高	△6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	－
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	△6,827
株主資本合計	
当期首残高	22,404,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	－
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△227,077
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△140,749
当中間期末残高	△367,827
純資産合計	
当期首残高	22,177,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△452,543
当中間期末残高	21,724,633

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関係会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　8～47年

器具備品　　2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額	499,280千円

（中間損益計算書関係）

項　　目	第52期中間会計期間 （自　平成23年4月1日 至　平成23年9月30日）
※１．減価償却実施額	有形固定資産　10,694千円 無形固定資産　22,365千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第52期中間会計期間（自　平成23年4月1日　至　平成23年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	－	－	756

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第52期中間会計期間（平成23年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

１．リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

２．リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）２．参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	7,782,373	7,782,373	―
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,009,060	3,019,200	10,139
その他有価証券	7,318,646	7,318,646	―
(3) 未収委託者報酬	1,723,116	1,723,116	―
(4) 長期性預金	3,000,000	3,004,175	4,175

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	324,737

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

１．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	―	―	―
	(2)社債	3,009,060	3,019,200	10,139
	(3)その他	―	―	―
	小計	3,009,060	3,019,200	10,139

時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	―	―	―
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		3,009,060	3,019,200	10,139

２．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	703,010	701,741	1,268
	③その他	―	―	―
	(3)その他	4,002	4,000	2
	小計	707,012	705,741	1,270
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	35,280	45,457	△10,177
	(2)債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	1,008,960	1,009,913	△953
	③その他	―	―	―
	(3)その他	5,567,394	6,177,711	△610,317
	小計	6,611,634	7,233,082	△621,448
合計		7,318,646	7,938,824	△620,177

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額247,637千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期中間会計期間（自　平成23年4月1日　至　平成23年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第52期中間会計期間（自　平成23年4月1日　至　平成23年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な

受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第52期中間会計期間 （自　平成23年4月1日 至　平成23年9月30日）
1株当たり純資産額　11,920円27銭 1株当たり中間純利益金額　378円91銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎

項　　目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
純資産の部の合計額　（千円）	21,724,633
普通株式に係る純資産額（千円）	21,724,633
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数　（千株）	0
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

（注）２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項　　目	第52期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益　（千円）	690,577
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	690,577
期中平均株式数　（千株）	1,822

第２ 【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成23年９月末現在、279,928百万円

（略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（平成23年９月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸大証券株式会社	365	同上
静岡東海証券株式会社	600	同上

＜訂正後＞

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成24年３月末現在、279,928百万円

（略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（平成24年３月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600	同上

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１２月２８日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第５２期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成２４年３月２７日

新 光 投 信 株 式 会 社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNS-21成長株オープンの平成２３年８月２３日から平成２４年２月２２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NS-21成長株オープンの平成２４年２月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２３年８月２３日から平成２４年２月２２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ